

第 1 節 被災者援護計画

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

実 施 担 当	健康福祉対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 総務対策部 政策企画対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	市社会福祉協議会

1 融資・貸付・資金等による援護計画

(1) 災害弔慰金

健康福祉対策部健康福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給する。

種 別	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額	費 用 の 負 担
災 害 弔 慰 金	1 市で5世帯以上の住家が滅失した災害	・死亡した者の遺族 ・配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母	・死亡者1人につき主たる生計維持者の死亡の場合 500万円	・対象の区分が1～3の場合 ・国 1／2 ・県 1／4 ・市 1／4
	2 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			
	3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの		250万円	
	4 県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			

(2) 災害障害見舞金

健康福祉対策部健康福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた場合「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

種 別	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額	費 用 の 負 担
災害障害見舞金	1 市で5世帯以上の住家が滅失した災害	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に掲げる程度の障がいを受けた者	・障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	・国 1/2
	2 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			・県 1/4
			3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの	・それ以外の場合 125万円

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

種別	対象となる災害 (自然災害)	支給対象経費	対象世帯と 支給上限額
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 通常経費 (1) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 (2) 住居の移転に通常必要な移転費(引越費用)	別表のとおり
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害		
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	2 特別経費 (1) 被災者の特別な事情により必要な物品の購入費又は修理費 (2) 住居に移転するための交通費 (3) 住宅を賃借する場合の借家権設定の対価 (4) 自然災害を原因とした負傷又は疾病の治療に要する医療費	

(別表)

世帯の収入 金額の合計額	世帯の所得 金額の合計額	世帯主の年齢等	支給上限額	
			複数世帯	単身世帯
500万円以下	346万円以下	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円
500万円超～ 700万円以下	346万円超～ 510万円以下	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円超～ 800万円以下	510万円超～ 600万円以下	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

(4) 災害援護資金の貸付

健康福祉対策部健康福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活立て直しの資金として「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害援護資金を貸し付ける。

ア 対象災害

(ア) 市域内において災害救助法が適用された災害

(イ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

イ 貸付限度額

世帯主の負傷区分	被害の程度	金額
世帯主に1か月以上の療養を要する 負傷がない場合	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3以上	150万円
	住宅の半壊	170万円 (特別の事情のある場合250万円)
	住宅の全壊	250万円 (特別の事情のある場合350万円)
	住居全体の滅失又は流失	350万円
世帯主に1か月以上の療養を要する 負傷がある場合	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3未満	150万円
	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3以上	250万円
	住宅の半壊	270万円 (特別の事情のある場合350万円)
	住居全壊又は滅失	350万円

※特別の事情とは、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等である。

ウ 所得制限

貸付を受けられる世帯は、その世帯の年間所得が次の額以内でなければならない。

世帯人員	前年の所得金額
1人	220万円未満
2人	400万円未満
3人	590万円未満
4人	690万円未満
5人以上	690万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額
	$690万 + 30万 \times (\text{世帯人員} - 4人)$
その世帯の住居が滅失した場合 → 1,270万円	

エ 貸付条件

- (ア) 利率：年3%（据置期間中は無利子）
 - (イ) 据置期間：3年（特別な事情がある場合は5年）
 - (ウ) 償還期間：10年（据置期間含む）
 - (エ) 償還方法：年賦（元利均等償還）
 - (オ) 遅延利息：年10.75%
- (5) 生活福祉資金の貸付（担当：市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得者に対し、経済的自立の助成と生活安定を目的に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市社会福祉協議会を窓口で貸付を行う。なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。

ア 災害援護資金

(ア) 貸付対象

低所得者世帯等のうち他から融資を受けることの出来ない者で、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯

(イ) 貸付限度

1世帯 150万円

(ウ) 貸付条件

- a 据置期間：貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内）
- b 償還期間：据置期間経過後7年以内
- c 貸付利率：年3%（据置期間中は無利子）
- d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(エ) 連帯保証人

- a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
- b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者

(オ) 申込方法

申込みは被災の日の属する翌月 1 日から 6 か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。

イ 住宅資金

(ア) 貸付対象

低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障害者世帯（身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯

(イ) 貸付限度 200万円以内

(ロ) 貸付条件

- a 据置期間：貸付の日から 2 年以内
- b 償還期間：7 年以内
- c 貸付利率：年 3 %
- d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(ハ) 連帯保証人

- a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
- b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者

(ニ) 申込方法

申込みは被災の日の属する翌月 1 日から 6 か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。

(6) 母子寡婦福祉資金の貸付(担当:健康福祉対策部健康福祉総務班 各区本部健康福祉班)

母子家庭の母・寡婦に対して、災害により被害を受けた家屋の増改築、補修又は保全のために必要な住宅資金を貸し付ける。なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。

ア 貸付限度額 200万円

イ 貸付条件

- (ア) 据置期間：6 か月
- (イ) 償還期間：7 年以内
- (ロ) 利率（年利）：3 %

ウ 特例措置

(ア) 償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難である時に、1 年以内支払いを猶予できる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。（特に 1 年後も必要なら改めて猶予できる。）

(イ) 違約金の不徴収

支払期日までに納められなかった償還金に課せられる違約金を、災害等の理由に

より徴収しないことができる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。

(ウ) 据置期間の延長

災害により、全壊・流失・半壊・床上浸水等の被害を受けた者に対し、被害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣の定めにより据置期間の延長ができる。

(7) 災害復興住宅資金（担当：都市整備対策部宅地・建物班）

災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合、被災者に対し当該資金が円滑に行われるよう都市整備対策部宅地・建物班は次の措置を構じ、災害復興資金の借入の促進を図るものとする。

ア 借入れ手続きの指導

イ 融資希望者の家屋の被災状況調査、被害率の認定

ウ 被災者が公庫に対して負うべき債務の保証

(8) 災害特別貸付資金（担当：都市整備対策部宅地・建物班）

都市整備対策部宅地・建物班は、被災者に対し手続き上の指導を行うとともに、災害の実態を把握した上で、県を経由して住宅金融公庫へ申し出て融資の斡旋を図るものとする。

(9) 天災融資制度（担当：経済・国際対策部農林水産班 各区本部）

農林漁業者や農協等の組合が災害により被害を受けた場合、農林漁業の経営等に必要資金の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるようにするため、経済・国際対策部農林水産班及び各区本部は、次の措置を講ずるものとする。

ア 「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、被害農業者等の認定並びに融資機関に対する利子補給及び損失補償を行う。

イ 被害の状況に応じて、県に既存の融資制度の弾力的運用を要請するとともに、市内の金融機関に対して、融資に際しての特別な配慮を要請し協力を求める。

天災資金

種 別	貸付の相手方	貸 付 限 度	利率（年利）	償還期間
経営資金 （種苗、肥料、飼料、薪炭原料、薬剤、漁具の購入費等の農林漁業経営に必要な運転資金）	・被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	・個人 200万円以内 [政令で定める資金500万円以内] *なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人 2,000万円以内 [政令で定める資金2,500万円以内]	・特別被害者 3.0%以内 ・3割被害者等 5.5%以内 ・その他 6.5%以内	6年以内 （激甚災害の場合は7年以内）

事業資金 (天災により被害を受けたため必要となった事業資金)	・被害組合及び連合会	・組合 2,500万円以内 ・連合会 5,000万円以内 *激甚災害の場合 ・組合 5,000万円以内 ・連合会 7,500万円以内	・6.5%以内	・3年以内
-----------------------------------	------------	--	---------	-------

(10) 中小企業融資（担当:経済・国際対策部経済総務班 各区本部）

中小企業者が災害により被害を受けた場合、その企業の施設の復旧に要する資金、並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は次の措置を講ずるものとする。

ア 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央公庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関に対し要請する。

イ 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、資金の貸付又は損失補償等を行う。

ウ 地元一般銀行、その他金融機関に対し、被害の状況に応じて特に必要があると認められた時は、融資の特別配慮を要請し協力を求める。また、資金を預託し貸付資金源の増大も図る。

エ 中小企業の負担を軽減し復興を促進するため、「激甚災害対処のための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるための措置を講ずる。

2 雇用対策

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業所等が優先的に雇用するよう働きかけていくものとする。

3 市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、「地方税法」又は「新潟市市税条例」の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、期限の延長、滞納処分等の執行停止等の緩和措置を講ずる。

(1) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する以下の税について減免を行う。

ア 個人市民税

被災した納税義務者本人、又はその者の所有する住宅・家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

イ 固定資産税・都市計画税

災害により被害を受け著しく価値が減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、その被災の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が、市税を一時に納付したり又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、災害の状況に応じて、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 期限の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は市税を納付、納入できないと認められる時は、以下の方法により当該期限の延長ができる。

ア 広範囲にわたる災害の場合は、本部長（市長）が職権により適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合で、被災した納税義務者等による申請があった時は、災害がおさまった後、納税義務者については2カ月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、本部長（市長）が納期限を延長する。

(4) 滞納処分の執行停止等

納税滞納者等が災害により無財産となる等の被害を受けた時は、その状況に応じて滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置を講ずる。

4 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

災害により被災した納税義務者等に対し、被災の程度に応じて健康保険料を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、健康保険料の全部又は一部を一時に納付することが出来ない場合は、その者の申請に基づき期限の延長等の徴収猶予が認められる。

5 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、納付することが困難な事情にある場合は、その者の申請に基づき免除の措置を講ずることができる。

6 住民への支援制度等の周知・広報、相談窓口等の設置について

(担当:災害対策本部事務局 各区本部広報班)

(1) 支援制度等の周知・広報

災害対策本部事務局及び各区本部広報班やその他防災関係機関は、災害により被災

者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により住民への周知を図る。

ア テレビ・ラジオ等の放送、新聞広報等（各種報道機関と協力して実施する）

イ 広報車、広報紙（臨時号を発行するなどして対応する）、チラシ、ホームページ等

ウ 同報無線、ケーブルテレビ等の地域型放送手段によるもの

(2) 相談窓口等の設置

災害対策本部事務局及び各区本部広報班は、災害により被害を受けた住民のために市役所内に総合相談窓口、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じる。

また、被害の状況に応じて、避難所等への巡回相談や専門家による相談も行う。

(3) 相談窓口等開設の周知

災害により相談窓口等を設置した時は、各種広報手段（上記(1) ア～ウ参照）等により住民に開設の周知を図る。

7 義援金・義援物資配分計画

(1) 義援金・義援物資の募集と周知（担当：災害対策本部事務局）

災害対策本部事務局は、義援金・義援物資について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 義援金

(ア) 受入れ窓口

(イ) 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

(ア) 受入れ窓口

受入れ窓口を設置する場合、窓口と集積場所が異なる時は、その送り先の所在をはっきりさせる。

(イ) 受入れを希望する物資一覧

物資の需要と供給状況を勘案し、逐次更新する。

(2) 義援金の受入れ・配分

（担当：総務対策部財務班 調査班 各区本部調査班）

ア 受入れ

総務対策部財務班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。

イ 配分

集まった義援金の配分方法は、必要に応じて、日本赤十字社新潟県支部、市社会福祉協議会等と協議し、決定する。総務対策部調査班及び各区本部調査班はこの決

定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。

(3) 義援物資の受入れ・配分

(担当:市民生活対策部食糧・物資班 各区本部区民生活班)

ア 受入れ

- (ア) 市民生活対策部食糧・物資班及び各区本部区民生活班は、災害発生後速やかに受入れ・照会窓口を開設する。
- (イ) 受入れにあたっては、受入れ要員を事前に確保し、迅速に集積できる体制を整えておく。
- (ウ) 集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。
- (エ) 義援物資の寄託者に対しては受領書を発行するなどして、配分先が決まるまで確実に保管しておく。

イ 配分

- (ア) 配分のための引継ぎ等は、受入れリスト等による管理のもと、迅速、確実に行えるようにする。
- (イ) 市民生活対策部食糧・物資班及び各区本部区民生活班は、自己調達物資や応援要請物資等と調整を図り、義援物資の目的に添った効果的な配分を行う。